

(2) ARfD(急性参照用量)を考慮した例数の変更

主要作物や準主要作物について、毒性試験の結果から、ARfDが設定されることが予想される農薬であって、推定摂取量がARfDを超える可能性が高い作物については、さらなる例数の増加が必要であることを共通理解とするに留め、具体的な例数の増加については、今後の評価方法の策定と併せて検討する。

例) 主要作物: りんご、キャベツ、レタス、トマト

準主要作物: ブロッコリー、ぶどう、ピーマン、ほうれんそう

(3) 作物間読替の拡大

海外で作物群基準値(グループMRL)が設定され、国内における使用基準がグループ内の作物で共通である場合、検証して妥当であれば、日本でも当該グループMRLを活用することを考える(ただし、きゅうりとズッキーニのように海外における大小の関係が日本におけるものとは異なる例もあるので、検証して我が国に適用させるものとする)

(4) 試験成績の外挿

既存データとの比較試験(ブリッジングスタディ)を行って、同一の分布であることが確認できれば、外挿可能とする。

(5) 海外における作物残留試験成績の受け入れ

GAPが我が国のものに比べ、±25%以内であれば、ある一定の条件(施設栽培等)においては、受け入れ可能とする。現行の作物残留性試験ガイドラインに必要な事項を追加する。

作物残留試験の例数は、農林水産省においてテストガイドライン案を策定し、パブリックコメントを行った上で、通知を改正する。

別紙

作物の分類の例

(1) 主要作物

- ① 生産量が30万トン以上の作物※ただし、主要な栽培地域に偏りのあるものは除く
稲、ばれいしょ、だいこん、キャベツ、たまねぎ、かんしょ、はくさい、みかん、小麦、りんご、トマト、きゅうり、にんじん、レタス、ねぎ、すいか、なす、なし(H18統計)
- ② 生産量が3万トン以上30万トン以下の作物で、1日の農産物摂取量が1%以上のもの
※ただし、主要な栽培地域に偏りのあるものは除く
ほうれんそう、かき、だいず、さといも(H18統計)

(2) 準主要作物

- ① 生産量が3万トン以上30万トン以下の作物で、1日の農産物摂取量が1%以下のもの
- ② 「生産量が30万トン以上の作物で、主要な栽培地域に偏りのあるもの」または「生産量が3万トン以上30万トン以下の作物のうち1日の農産物摂取量が1%以上の作物で、主要な栽培地域に偏りのあるもの」
てんさい、さとうきび、こんにゃく(H18統計)

(3) マイナー作物

生産量が3万トン以下の作物

※ ただし、マイナー作物のうち、摂取量の多い作物(1日の農産物摂取量の1%以上のもの)は準主要作物と同じ扱いとする。

(4) 超マイナー作物

生産量が3千トン以下の作物

【参考】

《EU》

○マイナー作物の基準

摂取量: $\leq 7.5\text{g}/\text{日}$ (60kg)

面積: $\leq 1\text{万ha}$

生産量: $\leq 20\text{万トン}$

○超マイナー作物の基準(特例あり)

摂取量: $< 1.5\text{g}/\text{日}$ (60kg)

面積: $< 600\text{ha}$ (EU全耕地の0.0035%以下)

《EPA》

※1ha=2.45エーカーで換算

$> 408\text{万ha}$ 16例

$> 41\text{万ha} \sim \leq 408\text{万ha}$ 12例

$> 12\text{万ha} \sim \leq 41\text{万ha}$ 8例

$> 1.2\text{万ha} \sim \leq 12\text{万ha}$ 5例

$> 816\text{ha} \sim \leq 1.2\text{万ha}$ 3例

$> 81.6\text{ha} \sim \leq 816\text{ha}$ 2例

$\leq 81.6\text{ha}$ 1例